鳥労基協発第４３号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和３年　７月１２日

　事　業　者　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　 　鳥取労働局登録教習機関

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　（一社）鳥取県労働基準協会

令和３年度第２回「酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者

技能講習」（鳥労登教第３７号）の開催案内

　標記技能講習を下記のとおり実施することとしましたので、関係者の受講についてご配慮ください。なお、この技能講習の修了者は、酸素欠乏危険作業主任者の職務を兼務することができます。

記

１．受講定員　１００名 定員に達し次第締め切ります。

２．講習期日、会場

 （１）学　科 令和３年１０月４日（月）・５日（火）の２日間

　　　　　　　　県立倉吉体育文化会館　大研修室（倉吉市山根５２９－２）

（２）実　技　令和３年１０月６日（水）、７日（木）、８日（金）のうち１日

 　　　　　　 新日本海新聞社　中部本社　２Ｆ（倉吉市上井町１－１５６）

　　※実技講習の各受講者別の講習日は、学科講習当日に事務局で決定します。

実技講習日の希望等ありましたら学科講習前日までに当協会へ連絡してください。

決定後の変更はできませんので、講習期間中の仕事の段取りを十分しておいてください。

３．講習日程

 学科　第１日　９：００～　９：２０ 受付　　９：２０～　９：３０　事務局説明

 　 ９：３０～１６：４０ 発生原因及び防止措置(4h)／保護具(2h)

　　　　第２日　９：３０～１７：１５ 関係法令(2.5h)／酸欠症・救急蘇生に関する知識(3h)／学科修了試験(1h)

実技 第３日　９：００～１６：００ 救急蘇生の方法(3h)／

 　 酸素及び硫化水素の濃度の測定方法(3h)

（学科及び実技講習は休憩（昼食・その他）を含みます。）

４．受講料　１７，７１０円（消費税、テキスト代２，３１０円含む）

５．講習申込み手続き

　（１）別紙「申込書」で申し込んでください。受講料は「銀行振込」か「現金書留」で支払い、当協会に郵送して下さい。なお「銀行振込」の場合は「振込依頼書」等の写しを申込書に添付してください。（ＡＴＭ等でも可）

「現金書留」の場合は申込書と受講料を同封してください。

　「銀行振込」は下記の口座にお願いします。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 鳥取銀行鳥取支店 | 普通 | №０２７３２２３ | （一社）鳥取県労働基準協会 |

　（２）次の資格を有する者は、一部免除（実技講習の救急蘇生の方法）が受けれますので、受講申込書にそのコピーを添付してください。

 イ．日本赤十字社の行う救急法一般講習Ⅱを修了した合格証

　　　　　（平成７年～平成９年）

　　　ロ．日本赤十字社の行った救急法の講習を修了した救急員適任証

　　　　　（平成６年以前又は平成１０年以降に修了）

　　　ハ．（第一種）酸素欠乏危険作業主任者技能講習修了証

（３）写真が２枚（縦３．０㎝×横２．４㎝）必要になります。

申込書の右上の欄に糊付けしてください。

（修了証用の写真は、後ではがしますので軽く貼っておいてください。）

（４）受講申込後の受講取消は、学科講習の１週間前までに申し出があった場合を除いて、受講料をお返ししませんので、ご注意ください。

（５）受講申込者には、講習日の１週間前に「受講票」を郵送いたしますので、受講当日は必ず「受講票」を持参し、講習開始１０分前までに受付を済ませてください。

学科修了試験を実施しますので、筆記用具を忘れないようにしてください。

６．「酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習」は人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）の対象講習です。詳細については、鳥取労働局職業安定課にお問い合わせください。

７．郵送先は下記のとおり。その他不明の点（締切学科実技等）についても下記へお尋ねください。

　　　〒６８９－１１１２　鳥取市若葉台南１－１７　（一社）鳥取県労働基準協会

　　　Tel０８５７－５２－７３００　Fax０８５７－５２－７３１１